



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0について

弁護士 藤野 琢也

第1 はじめに

オープンイノベーションとは、ハーバード大学の教授により定義された概念です。翻訳者の違いによって様々な定義がありますが、下記の定義がわかりやすいかと思います。

「製品開発や技術改革、研究開発や組織改革などにおいて、自社以外の組織や機関などが持つ知識や技術を取り込んで自前主義からの脱却を図ること。」

具体的なイメージとして、産学連携や他社との共同開発等が挙げられます。

経済産業省は我が国の経済の発展のために、イノベーションを推進する政策を採っており、特に昨今はオープンイノベーションを強く推進していると思われまます。

経済産業省の政策としては、令和2年度税制改革において、国内の事業会社またはその国内CVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度を創設しています。他にも、オープンイノベーションを含めた日本のイノベーション創出の現状と課題の整理等を目的に、オープンイノベーション白書を発行しており、令和2年5月29日には第三版を発表しています。

このように、経済産業省がオープンイノベーションの推進に関する政策を採る中、同省は、令和2年6月30日、公正取引委員会とも協力しつつ、特許庁と共同で研究開発型スタートアップと事業会社の連携を促進するため、共同研究契約やライセンス契約などを交渉する際に留意すべきポイントについて解説した『モデル契約書ver1.0』を取りまとめました。

以下では、モデル契約書が発表された経緯やモデル契約書の目的等についてご説明いたします。

第2 モデル契約書策定の経緯

本モデル契約書が策定された契機は令和2年4月3日の未来投資会議における内閣総理大臣の「企業連携によるイノベーションを成功させるため、スタートアップ企業が大企業から一方的な契約上の取決めを求められたいしないよう、開

題事例とその具体的改善の方向や独占禁止法の考え方を整理したガイドラインを策定する。」という発言でした。

昨今、スタートアップ企業と大企業との間の契約においては、契約条項の一方有利の状態での契約を開始してしまい、「スタートアップ企業のノウハウが流出してしまう」「成果物の定義が不明瞭な検証作業を無償で実施し続けた」「知的財産権が全て大企業に帰属する」「広範囲に及ぶ競業禁止を求められた」等の問題が報告されており、このような問題から発生するマイナスイメージがスタートアップ企業と大企業の間でのオープンイノベーション促進を阻害する結果となっており、あるべき契約モデルの策定が課題となっております。

そこで、経済産業省は特許庁と共同し、オープンイノベーションを促進するための技術分野別契約ガイドラインに関する調査研究委員会を設立し、本モデル契約書の策定に動き始めました。

なお、本モデル契約書が「ver1.0」とされているのは、モデル契約書の公表後、実態調査報告等をふまえ、必要に応じて改訂していくことを前提としていることを示しています。

第3 モデル契約書の検討の前提

オープンイノベーションを促進するための技術分野別契約ガイドラインに関する調査研究委員会は、昨今、オープンイノベーションの成否が企業価値に大きく影響する時代を迎えていると考えており、オープンイノベーションにおいて重要なこととして、いかに「次も一緒に競業したい」と思わせるような関係を構築することができるかという点を重視しています。これは、オープンイノベーションが、単発の取引で終わるといふより、継続的な協力関係によって実現していくことが一般的であり、ネガティブレピュテーションを無視し、一回の取引で一方の利益を最大化することが、結果的に双方の企業競争力を失う結果になることに鑑み、双方の利益の最大化を図り、継続的かつ良好な関係を築くことを重視すべきということを意味します。

このような認識をもとに作られた本モデル契約書において意識される主軸(価値軸)は、「スター

トアップと事業会社の連携を通じて創出された知的財産等の最大活用をもって事業価値の総和を最大化すること」と設定されました。

具体的な事実を加えて解釈するとすれば、次の通りです。

スタートアップ企業は未開の市場や技術の開発に柔軟に対応でき、集中して新たな市場を開拓していくことができますが、経営資源が圧倒的に不足しています。これに対し、大企業は、経営資源が潤沢であるものの、利害関係者が多く、新規市場の開拓や柔軟な対応についてはスタートアップ企業に劣ります。この両者が協力し、お互いの強みを利用し、弱点を打ち消し合うことにより、協力体制により生じる利益を、参加している全ての会社に適切に分配し、企業価値の総和を最大化しようとするものです。

第4 モデル契約書の想定読者

本モデル契約書の想定読者は、①大企業・中堅企業の事業担当、知財・法務担当等②研究開発型スタートアップ企業③ベンチャーキャピタル・CVC等のスタートアップ支援者が挙げられています。

①としては、スタートアップ企業の利益にも配慮し、自社の利益にも配慮されているモデル契約書をベースとすることにより、自社のレピュテーションを害さないような契約を簡単に作成することができ、また、スタートアップ企業の希望する条件が可視化されることにより、柔軟な交渉対応が可能になると考えられます。

②としては、スタートアップ企業においては法務担当者や知財・法務に関する知識・ノウハウや事業会社との交渉経験等が不足していることが多く、本モデル契約書により、解らないままであっても、自社の利益を保護することが可能になるほか、本モデル契約書に付随して公表された逐条解説により、オープンイノベーションに関する契約に必要な知識を簡単に入手することが可能になります。

③としては、自己が投資したスタートアップ企業が利益を無駄に失わないように監督をすることが考えられますが、本モデル契約書を参照することで、実際に投資先企業が締結しようとする契約書を簡単にチェックし、意見や指示をすることができます。

第5 モデル契約書の内容とポイント

共同研究開発の連携プロセスは一般的に以下の通りとなります。

①事業アイデアの選択→②ビジネスモデルの検討→③連携相手の探索→④(1)戦略策定→④(2)協議開始(秘密保

持義務)→④(3)技術検証→④(4)共同研究/ライセンス→④(5)共同事業開始→④(6)次フェーズの意思決定→⑤共同事業開始→⑥上市

この中で、モデル契約書として公表されているのは、④(2)の秘密保持契約、④(3)技術検証(PoC)契約、④(4)共同研究開発契約・ライセンス契約の4種類です。

各契約書では、仮想の取引事例が設定されており、契約書の取り決め内容が具体化されておりますので、実際に契約書の読者が、自己の契約に当てはめて考える際の助けとなるようになっています。

また、各契約書については逐条解説が設定されており、それぞれの契約条項について、どのようなリスクがあるかについてまで記載されている条項もあり、契約におけるビジネスリスクを理解することができます。

なお、本モデル契約書にはタムシートがついています。タムシートでは契約書において定めるべき事項が簡潔に記載されております。

実際の取引では、取引先企業から完成した契約書案を渡され、検討すべき場合も多くあると思いますが、その際に、タムシートを参考に、不足している条項、追加されている条項を検討しますと、当該契約が自社にとってどのような利益があり、どのような不利益があるかがわかりやすく、非常に有用なものとなっています。

第6 終わりに

オープンイノベーションは、企業価値向上のための選択肢としては今や当たり前の時代となってきているところです。

しかし、企業同士が連携して一つの事業を行う場面では、契約関係も複雑になり、整理が不十分であると後に紛争が生じることも考えられます。

これらの契約関係についてもしっかりと整理することが後の紛争予防のためにも重要となります。

【参考文献】

経済産業省HP
・モデル契約書ver1.0
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>
・オープンイノベーション促進税制
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html
・オープンイノベーション白書 第三版
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529012/20200529012.html?from=mj>